



山形県

酒田港

Port of Sakata 2024



概要

■位置及び地勢

酒田港は最上川の河口に位置し、鳥海山、出羽三山に囲まれ、庄内平野の要衝にある。古くから米の産地として知られ、江戸時代に井原西鶴が記した「日本永代蔵」にも米を取り扱う豪商の繁栄ぶりが記されている。出羽丘陵を出た最上川は、平野の中央を西北に流れ、日本海にそそぎ、平野の西にある砂丘地帯は延長約35km、幅員1.5～3.0kmで、豊富な地下水を利用したメロンやイチゴなどの園芸産地となっている。

■波浪

本港の波浪は季節風によるものが多く、その進行方向は大体海岸に直角方向であり、等深線は、海岸線にほぼ平行に走っている。最大波高は10.65mで西から西北西の方向である。もっとも多く見られる波は、波高0～2.0m、波長70～80m、周期4～6秒である。

■地質

本港の底質は砂質であり、内港は細粗中砂にいくぶんシルトを含み、外港の内側と最上川河口は粗中砂、港口と北海岸は細砂質が多い。

■気象

日本海沿岸は一般に秋から冬にかけて、低気圧が中国大陸または黄海方面に発生して日本海を縦走するため、海上はシベリア方面からの季節風が吹き、庄内地方の気象も風が強く、酒田の強風日数は年間50日で、うち7割は11月～3月の間となっている。

■潮流

本港は潮差が極めて少なく、日潮差30cm未満に過ぎないため、潮の干満による潮流への影響は微弱なものと思われる。潮流は海岸沿いに南から北に向かい0.15m/秒前後であるため、船舶の航行に支障を来すことはない。

■漂砂

当海域の漂砂の移動方向は、風況や波浪に影響されながらも南下する方向を示し、海岸は全体として汀線変化が小さいといえる。しかし、最上川左岸側は、河川からの供給土砂の影響も受けているためか全体的に堆積の傾向にある。

■潮位

大潮平均高潮面+0.30m さく望平均満潮面+0.45m
平均水面+0.21m

日向川

豊川

北港地区

外港地区

酒田港

酒田港は古くから日本海沿岸や内陸、河川交通の要衝として多くの豪商が軒を並べた。なかでも二本家・鎧屋・本間家等は、酒田港の象徴として全国にその名を知られている。寛文12年（1672）、河村瑞賢による西廻り航路の開拓で酒田港は繁盛し、江戸中期には廻船問屋が97軒を数えるなど、嘉永・安政の頃は酒田港全盛の時代であった。

しかし、河口港として発達した酒田港は、最上川下流部における乱流や大洪水による流出土砂のため、港口の水深維持が困難であった。明治には帆船から汽船に変わり、船舶が大型化するにつれて港の利用度は低下し、衰微をまぬがれなかった。明治17年、政府は最上川航路の改良を目的とした治水工事を起こし、河口港としての悪条件を克服してきた。近代設備の整った酒田港は大型外国船の入港が目立ち、昭和45年には北港地区の建設に着手、昭和49年11月には、第一船が入港し、北港の開港式典が行われた。また、平成4年には中国黒龍江省との新航路「東方水上シルクロード」が、平成7年には釜山港との定期コンテナ航路が開設された。

以後、貨物取扱量の増加に向けたポートセールスやクルーズ船の誘致による観光振興等官民挙げて取り組んできた。

本年、洋上風力発電における基地港湾に指定され、また、本県初となる内航フェリー航路が開設された。

沿革



鳥海山 2,236m

庄内平野

本港地区

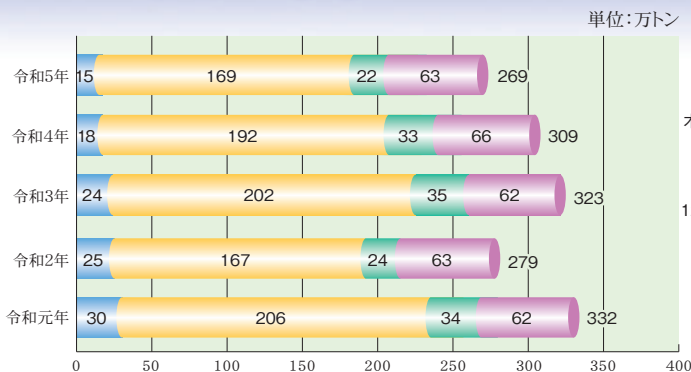
最上川

昭和	4年 7月 3日	第二種重要港湾に指定
	7年 5月31日	酒田港河海分離工事完成
	12年 4月 1日	山形県酒田港務所設置
	19年 6月 1日	東北海運局酒田支局設置
	22年 9月15日	酒田税関支署設置
	23年 1月 1日	開港場指定
	23年 5月 1日	酒田海上保安部設置
	25年 5月31日	港湾法（法律第218号）制定
	26年 1月19日	港湾法による重要港湾に指定
	27年 1月15日	酒田港及び附近航路の安全宣言
	27年 7月 1日	出入国管理指定
	28年 3月20日	山形県が港湾管理者となる
	28年 5月15日	山形県告示第325号により港湾区域を指定
	29年 8月25日	運輸省告示第379号により甲種港湾に指定
	29年11月 5日	港湾計画会議による計画決定
	32年 2月14日	農林省令第9号により植物防疫港に指定
	32年 7月 1日	仙台入国管理事務所酒田出張所設置
	33年 3月29日	建設省告示第679号により酒田港臨港地区指定
	34年 5月19日	山形県告示第388号により港湾区域改定
	35年10月 1日	新潟検疫所酒田出張所設置
	35年10月 1日	厚生省告示第296号により検疫区域を指定
	37年 3月30日	山形県告示第525号により海岸保全区域指定
	38年11月 1日	酒田港植物防疫官事務室開設
	40年 4月 7日	山形県告示第330号により港湾隣接地域指定
	41年 3月28日	港湾審議会第26回計画部会で酒田港拡張計画決定
	42年 9月 1日	横浜植物防疫所酒田出張所設置
	43年 6月 1日	港湾区域の変更
	44年 5月26日	山形県告示第529号により港湾隣接地域追加指定
	44年 6月15日	酒田港石油基地さん橋建設着工・同年9月14日竣工
	44年12月26日	山形県告示第1318号により酒田港臨港地区追加指定
	45年 8月 4日	酒田北港建設起工式
	45年 8月18日	港湾審議会第43回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
	46年 5月 1日	山形県酒田海洋センター開館
	49年11月 1日	西ふ頭大浜陸橋開通、酒田北港開港式典開催
	54年 7月21日	北防波堤計画延長2,000m達成
	55年 5月27日	北港50,000トン岸壁着工（58年3月29日完成）
	57年 8月11日	港湾審議会第99回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
	58年 3月 9日	港湾区域の変更
	59年 9月17日	内航コンテナ船雷鳥丸（993G／T）就航
	60年 7月21日	第2北防波堤第1号ケーソン据付
	60年11月 1日	劉延東女史率いる「中国青年訪日友好の船」紫羅蘭号寄港
	62年 4月14日	山形県告示第516号により臨港地区の追加
平成	元年 6月 1日	日本海初の双胴船「ニューとびしま」就航
	元年12月 1日	波エネルギー吸収型防波堤実証試験（ケーソン据付、発電、各種計測開始）
	3年 5月 1日	山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行
	4年 5月	日本海新航路「東方水上シルクロード」開設（同年8月第1船入港）
	5年 3月26日	港湾審議会第144回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
	5年 6月23日	“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会設立
	6年 4月 1日	家畜伝染病予防法に基づく指定港に指定
	7年 5月 9日	酒田港一釜山港間定期コンテナ航路開設
	12年 4月22日	酒田北港緑地展望台完成・オープン
	12年 7月14日	酒田港国際ターミナル（多目的大型岸壁）供用開始 第1号コンテナクレーン供用開始
	15年 4月23日	総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定
	16年 7月 1日	SOLAS条約発効に基づき、保安対策開始
	17年 7月18日	本港地区が「みなとオアシス酒田」として認定
	18年 7月 6日	交通政策審議会第18回港湾分科会で酒田港港湾計画の改訂決定
	21年 1月15日	家畜伝染病予防法施行規則改正により稲わら等の輸入港に指定
	22年 8月 3日	重点港湾に選定
	23年11月11日	日本海側拠点港（リサイクル貨物）に選定
	25年 4月 1日	古湊ふ頭上屋、リーチスタッカー供用開始
	25年11月28日	第2号コンテナクレーン供用開始
	26年12月24日	コンテナ荷役機械「リーチスタッカー（2台目）」供用開始
	27年11月20日	コンテナ荷役機械「リーチスタッカー（3台目）」供用開始
	28年11月 1日	高砂ふ頭コンテナヤード拡張工事の完成・供用開始
	29年 1月13日	「ポート・オブ・ザ・イヤー 2016」受賞
	29年 4月 1日	古湊ふ頭大型客船対応施設（防舷材、係船柱）完成
	29年 8月 2日	本県初の外国船籍クルーズ船「コスタ ネオロマンチカ」が寄港
	30年 1月 1日	高砂ふ頭コンテナ管理上屋（管理棟、トラックゲート）供用開始
	30年 4月 1日	高砂ふ頭岸壁を110m延伸、供用開始
令和	元年 7月 1日	第1号コンテナクレーン更新・大型化
	2年 2月19日	交通政策審議会第78回港湾分科会で 酒田港港湾計画の改訂決定
	2年 8月29日	高砂ふ頭岸壁延伸（150m）、コンテナヤード拡張部の供用開始
	4年 9月 2日	東ふ頭交流施設「SAKATANTO」オープン
	6年 4月26日	洋上風力発電における基地港湾に指定
	6年 5月10日	定期内航コンテナ航路開設

統計

取扱貨物

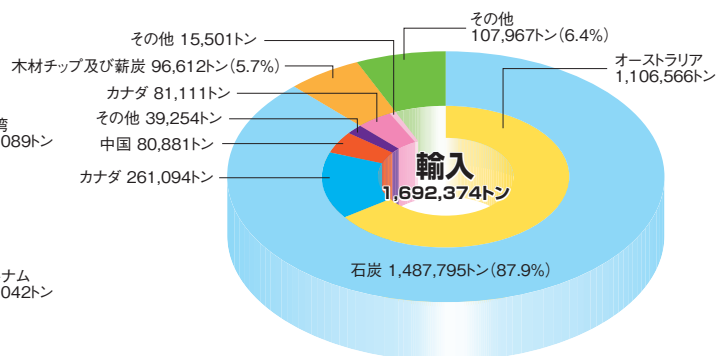
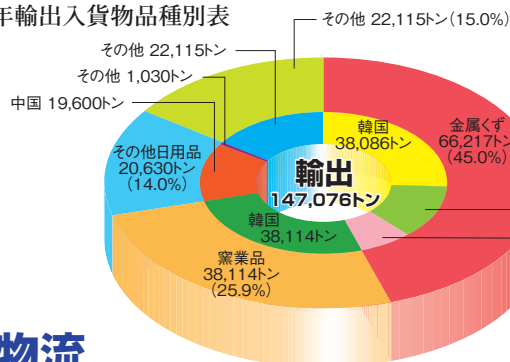
■海運貨物推移表



※端数処理の関係で、合計値が異なる場合があります。

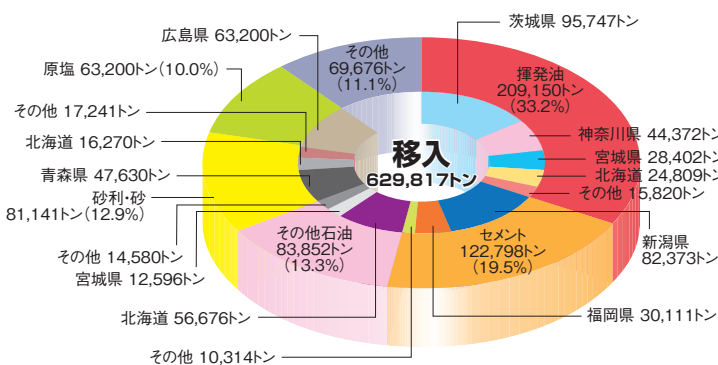
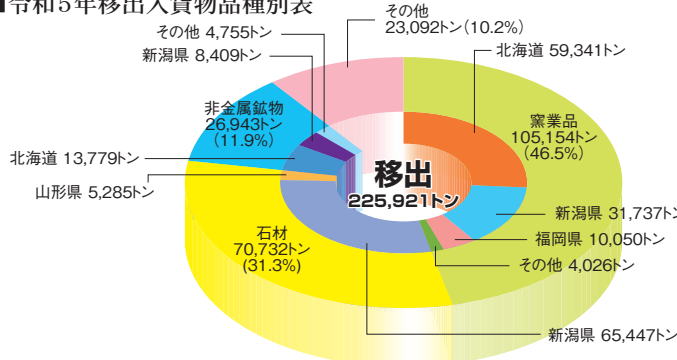
国際物流

■令和5年輸出入貨物品種別表



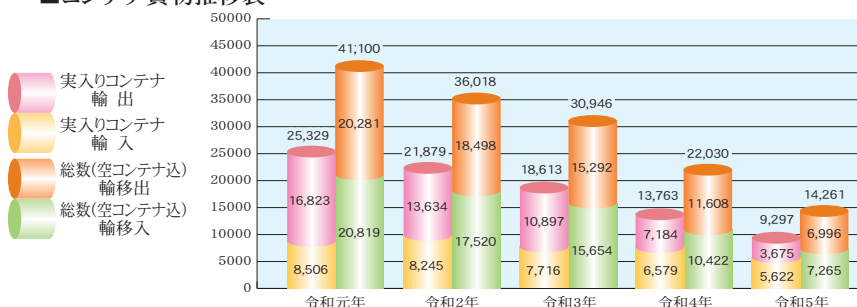
国内物流

■令和5年移出輸入貨物品種別表

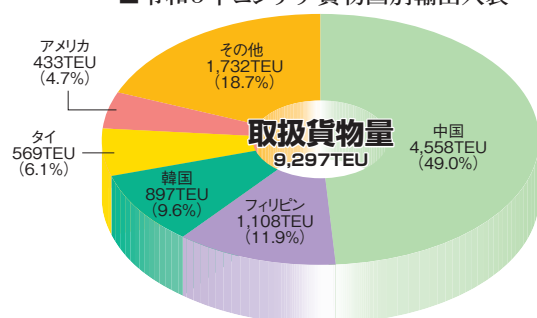


コンテナ貨物(空コンテナ含む)

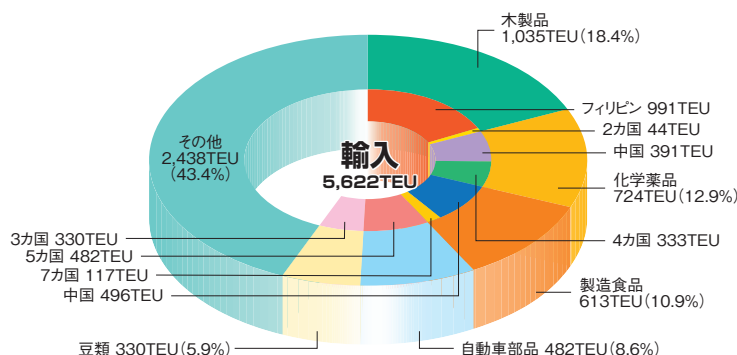
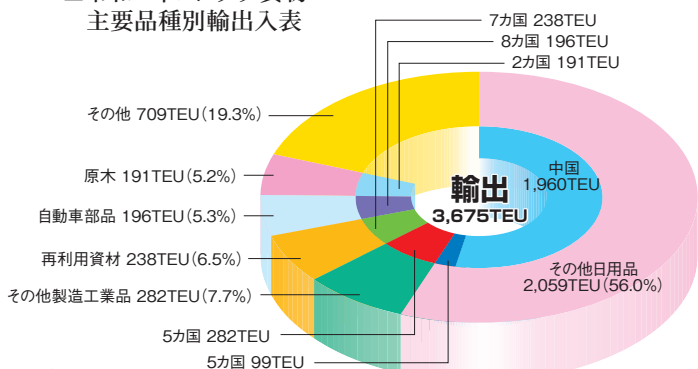
■コンテナ貨物推移表



■令和5年コンテナ貨物国別輸出入表



■令和5年コンテナ貨物主要品種別輸出入表



入港船舶

■貨物船

酒田港の取扱貨物は、オーストラリアなどからの石炭等の輸入が多くを占めています。またコンテナ貨物では、日用品関連の輸出や、木製品、化学薬品、製造食品の輸入など、中国、フィリピンをはじめ多くの国々との取引が行われています。



石炭船とアンローダー(石炭荷役機械)



内航フィーダー船「みわ」



HEUNG-A JANICE (長錦商船(株))



SUNNY IRIS (高麗海運(株))



STAR CHASER (南星海運(株))

■クルーズ船など

親しまれる港づくりとして、クルーズ船入港時にはセレモニーや船内見学会を、自衛艦や海上保安庁の巡視船入港時には体験乗船などを行っています。

貨物のみならず人と人の新たな出会いと絆の場を提供するのも港の大きな役割です。



外国船籍クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」



木質ペレット



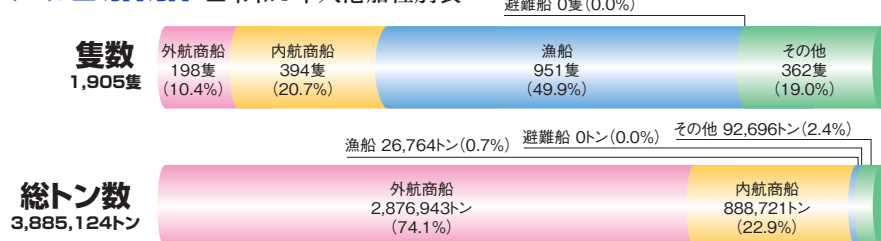
工業塩



金属くず

入港船舶

■令和5年入港船種別表



内航クルーズ船「にっぽん丸」



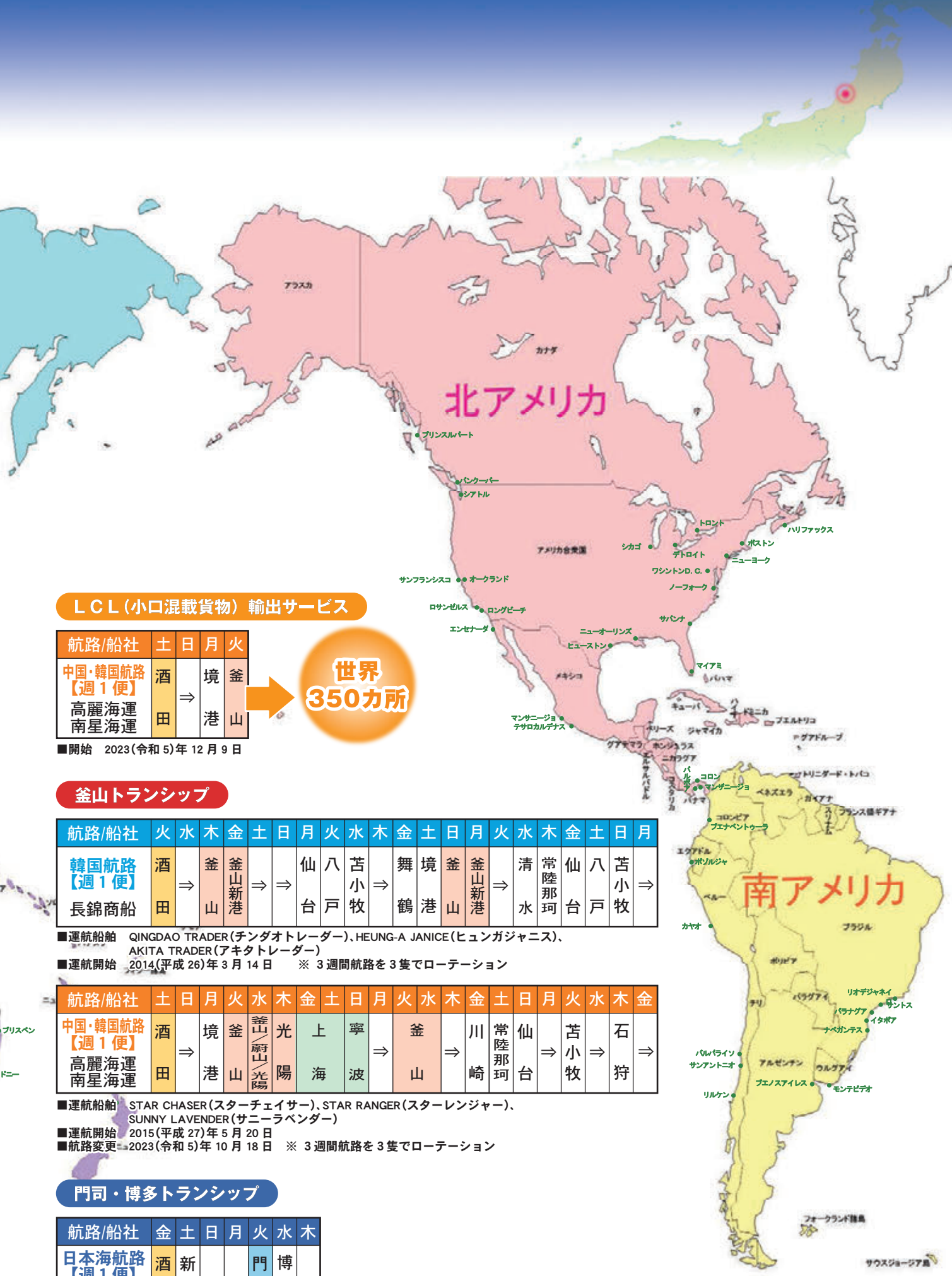
定期コンテナ航路



定期コンテナ航路利用に係る港湾施設使用料

項 目		減免内容	使用料	適用
◆上屋使用料		指定上屋減免		
○高砂ふ頭CFS上屋		—	20円/㎡・日	
○大浜ふ頭上屋	1～15日	50%減免	7.25円/㎡・日	※
	16～30日		14.51円/㎡・日	
	31日～		21.77円/㎡・日	

※令和5年6月1日から令和6年7月31日までの適用。使用料は減免後の金額。



LCL (小口混載貨物) 輸出サービス

航路/船社	土	日	月	火
中国・韓国航路 【週1便】 高麗海運 南星海運	酒田	⇒	境港	釜山

世界
350カ所

■開始 2023(令和5)年12月9日

釜山トランシップ

航路/船社	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
韓国航路 【週1便】 長錦商船	酒田	⇒	釜山	釜山新港	⇒	⇒	仙台	八戸	苫小牧	⇒	舞鶴	境港	釜山	釜山新港	⇒	清津	常陸那珂	仙台	八戸	苫小牧	⇒

■運航船舶 QINGDAO TRADER(チンダオトレーダー)、HEUNG-A JANICE(ヒュンガジャニス)、AKITA TRADER(アキタトレーダー)

■運航開始 2014(平成26)年3月14日 ※3週間航路を3隻でローテーション

航路/船社	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
中国・韓国航路 【週1便】 高麗海運 南星海運	酒田	⇒	境港	釜山	釜山新港	光陽	上海	寧波	⇒	釜山	⇒	川崎	常陸那珂	仙台	⇒	苫小牧	⇒	石狩	⇒		

■運航船舶 STAR CHASER(スターチェイサー)、STAR RANGER(スターレンジャー)、SUNNY LAVENDER(サニーラベンダー)

■運航開始 2015(平成27)年5月20日

■航路変更 2023(令和5)年10月18日 ※3週間航路を3隻でローテーション

門司・博多トランシップ

航路/船社	金	土	日	月	火	水	木
日本海航路 【週1便】 鈴与海運 COSCO	酒田	新湊	⇒	⇒	門司	博多	⇒

■運航船舶 みわ

■運航開始 2024(令和6)年5月10日

内航フィーダー航路

物流の2024年問題とモーダルシフト

■ 物流の2024年問題とは

平成30(2018)年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、令和6(2024)年4月1日から「時間外労働時間」について年間960時間の上限規制が適用されました。

同時に「拘束時間」(労働時間と休憩時間の合計)も短縮されました。

「時間外労働時間」と「拘束時間」の義務化によりトラック貨物の輸送能力不足が懸念され、社会に与える影響が大きいとされているのが、「物流の2024年問題」です。

■ モーダルシフトによる物流機能の強化と環境対策への貢献

政府は「物流の2024年問題」に対し、①物流の効率化、②荷主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とした「物流革新緊急パッケージ」を発表しました。

酒田港の内航フィーダー航路開設は、特に国内物流におけるトラック輸送を船舶輸送に切り替えるモーダルシフトを可能にするもので、政府の目指す「物流の効率化」に資するものです。

また、内航フィーダー船によるモーダルシフトは、物流問題の解決に効果のある新たな物流機能となり、低炭素輸送の実現により二酸化炭素の排出量削減に大きく寄与するものです。

■ トラックと船舶のCO₂排出量(貨物)



208



43

CO₂排出原単位(g-CO₂/トン・km)[2022年度実績]

貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量(トンキロ:輸送した貨物重量に輸送距離を乗じたもの)で割り、単位輸送当たりの二酸化炭素の排出量を試算したもの。

【出典】

国土交通省総合政策局環境政策課
(運輸部門における二酸化炭素排出量)

世界各地

門司・博多トランシップ

航路/船社	金	土	日	月	火	水	木
日本海航路 【週1便】 鈴与海運 COSCO	酒田	新潟	⇒	⇒	門司	博多	⇒

航路/船社	金	土	日	月	火	水	木
瀬戸内・北九州航路 【週1便】 鈴与海運 COSCO	大分	徳山下松	⇒	神戸	神戸	⇒	門司

インセンティブ一覧



令和6年度 コンテナ貨物利用促進助成制度

助成対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	船 社	海貨業者	荷 主			
			FCL貨物			LCL貨物
名称	I 新規航路・増便助成 (船社)【新】	II 新規航路・増便助成 (代理店)【新】	III コンテナ転換 支援助成	IV 陸送費助成	V モーダルシフト等 促進助成【新】	VI 小口混載貨物(LCL) 助成
趣旨	新規航路の開設・増便する船社を助成し、航路の新設・増便を促す。	左記航路のうち内航航路の代理店業務を締結する海貨業者を助成し、内航航路の新設・増便を促す。	バルク船からコンテナ船へ転換を促し、コンテナ貨物量の増加を図る。	酒田港から発着地までの陸送距離に応じた助成を行い酒田港利用を促す。	物流の2024年問題に対応してトラック陸送から海上輸送へモーダルシフトを促し、コンテナ貨物量の増加を図る。	小口混載貨物輸出サービス利用荷主を助成し、小口混載貨物輸出力の増加を図る。
対象・要件	①及び②を全て満たす船社 ①新規に定期航路(2週間に1便以上運航する航路)を開設・増便する船社 ②予定寄港数の3/4以上寄港 ※ 助成対象期間中に航路廃止が判明した場合は助成対象外。	左記船社の内航航路の酒田港代理店となる海貨業者	①～③を全て満たす荷主 ①バルクの貨物品をコンテナ貨物で輸送 ②貨物重量が150t以上[20ft 9個以上/回又は40ft 8個以上/回とする]の輸送を実施 ③酒田港のコンテナ貨物量が令和4年度より増加	年間30TEU以上利用した荷主	①又は②を満たす荷主 ①過去5カ年度の最高貨物量比で30TEU以上かつ2割以上増加 ②過去5カ年度に酒田港未利用で貨物量が30TEU未満の荷主	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主
助成対象貨物量	年間の実入り貨物量が年間寄港数×30TEUに満たない貨物量(TEU)		上記②に該当する利用貨物量の合計(TEU)	利用貨物量(TEU)	過去5カ年度の最高貨物量超過分(TEU)	利用貨物量(㎡又はt いずれか大きい方)
助成単価	15,000円/TEU	10,000円/TEU	20,000円/TEU	酒田港⇄発着地(片道距離) 50～99km:3,000円/TEU 100～149km:6,000円/TEU 150km～:9,000円/TEU	① 20,000円/TEU ② 10,000円/TEU	5,000円/㎡又はt
上限額	1,000万円/航路	780万円/航路	500万円/荷主	100万円/荷主	100万円/荷主	20万円/荷主
申請期間	令和6年6月～12月20日			令和6年6月～令和7年3月10日		

(注1)「IV 陸送費助成」と「V モーダルシフト等促進助成」のみ重複申請可能です。

(注2) 助成金交付は予算の範囲内で実施します。

定期コンテナ航路に係る港湾施設使用料

対象者	項 目		通常料金	減免内容	減免料金	備 考
船社又は代理店	●入港料			偶数回目の入港料免除		※1 総トン数 700t 以上の船舶から徴収
		内航船舶	1.26 円 /t	→	実質 0.63 円 /t	
		外航船舶	2.30 円 /t	→	実質 1.15 円 /t	
	●岸壁使用料			2分の1 減免		※2 総トン数 150t 以上の船舶
	(1) 0時間～ 12 時間以内	内航船舶	5.19 円 /t	→	2.60 円 /t	
		外航船舶	4.72 円 /t	→	2.36 円 /t	
	(2) 12 時間超～ 24 時間以内	内航船舶	6.93 円 /t	→	3.47 円 /t	
		外航船舶	6.30 円 /t	→	3.15 円 /t	
	(3) 24 時間超	内航船舶	3.46 円 /t	→	1.73 円 /t	
		外航船舶	3.15 円 /t	→	1.58 円 /t	
	●荷役機械使用料			3分の1 減免		
	○コンテナクレーン		34,600 円 /30 分	→	23,067 円 /30 分	
	○リーチスタッカー		1,920 円 /30 分	→	1,280 円 /30 分	
●荷さばき地使用料		101 円 /TEU・日	2分の1 減免	51 円 /TEU・日		
●リーファーコンセント使用料		31 円 /kwh	—	31 円 /kwh		
荷主	●上屋使用料			指定上屋減免		
	○高砂ふ頭CFS上屋		20 円 / ㎡・日	—	20 円 / ㎡・日	
	○大浜ふ頭上屋	1 ～ 15 日	14.50 円 / ㎡・日	2分の1 減免	7.25 円 / ㎡・日	
		16 ～ 30 日	29.02 円 / ㎡・日		14.51 円 / ㎡・日	
		31 日～	43.54 円 / ㎡・日		21.77 円 / ㎡・日	



酒田港国際ターミナル

高砂ふ頭 14.1ha 10万TEU対応可能

ふ頭用地造成(県)

令和2年8月供用開始

岸壁延伸(国)

令和2年8月供用開始

高砂ふ頭西上屋

3千㎡

コンテナ・フレート・
ステーション

(CFS) 上屋 1.4千㎡

管理棟・ゲート



高砂ふ頭第2号岸壁 (水深-14m)

1号クレーン更新・大型化

(オンデッキ 11列5段・13列4段の
コンテナ貨物船にも対応可能)

リーファーコンセント

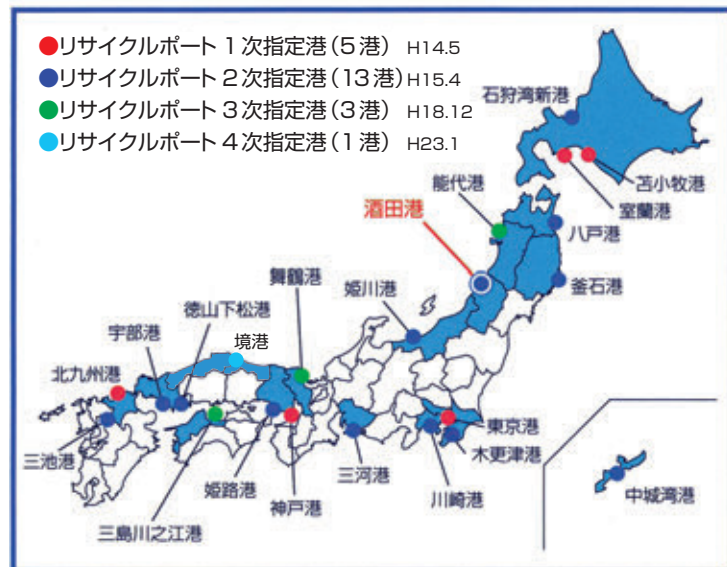
440V×10基
220V× 2基

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

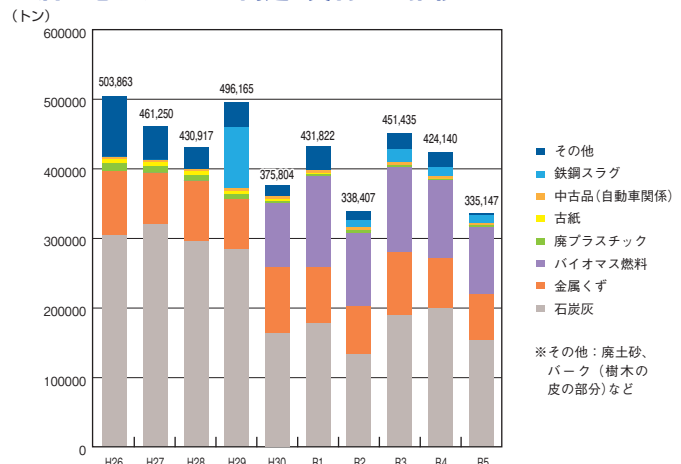
広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾をリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）として国が指定し、リサイクルの拠点づくりを支援するものです。

※静脈物流：人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送をこのように表現している。

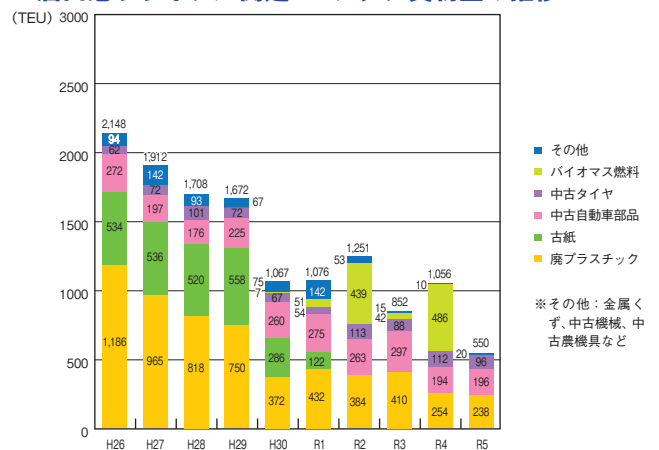
リサイクルポート指定港



■酒田港リサイクル関連 貨物量の推移



■酒田港リサイクル関連 コンテナ貨物量の推移



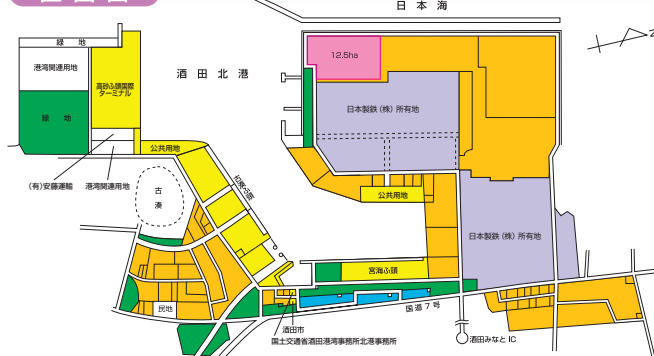
酒田港周辺のリサイクル及びエネルギー関連企業

酒田港に隣接する臨海工業団地には、リサイクル関連企業が進出しています。循環資源貨物の集積が進み、風力・太陽光・バイオマスの再生可能エネルギー発電施設も立地が進むなど、エネルギーポートとしての役割も担っています。エネルギー産業の新たな進展による関連分野の企業進出が期待されるエリアです。



酒田臨海工業団地へ立地のご案内

区画図



凡 例			
分譲可能	工業用地	公共用地	
	流通用地	立地済工業用地	
	日本製鉄(株)所有地	緑	地

所在地 山形県酒田市内宮海・古湊・高砂・林内

事業主体 山形県 **分譲価格** 14,900円/㎡

総面積 345.1ha **分譲可能面積** 12.5ha

アクセス
高速道路IC: 日本海東北自動車道 酒田みなとICから2km
道路: 東京から約470km(車で約6時間)
鉄 道: 酒田駅から車で約10分(東京～酒田間 約4時間)
空 港: 庄内空港から車で約20分
港 湾: 酒田北港隣接(工業団地内)

団地概要
用途地域: 工業専用地域、工業地域、準工業地域
建ぺい率: 60%
容 積 率: 200%
用 水: 工業用水22,000㎥/日
排 水: 各企業で処理
電 力: 酒田北港変電所
N 値: 24～31

人 材
周辺人口: 約25.4万人
近郊高等学校: 14校(うち工業・情報処理関係 3校)
年間卒業予定者: 約2,150人(うち工業・情報処理関係 約380人)

リース制度
価 格: 分譲価格の1.4%(約17円/㎡・月)
リース期間: 10年間(10年後の買取条件付き)
保 証 金: 分譲価格の10%、期間満了時返還・無利子

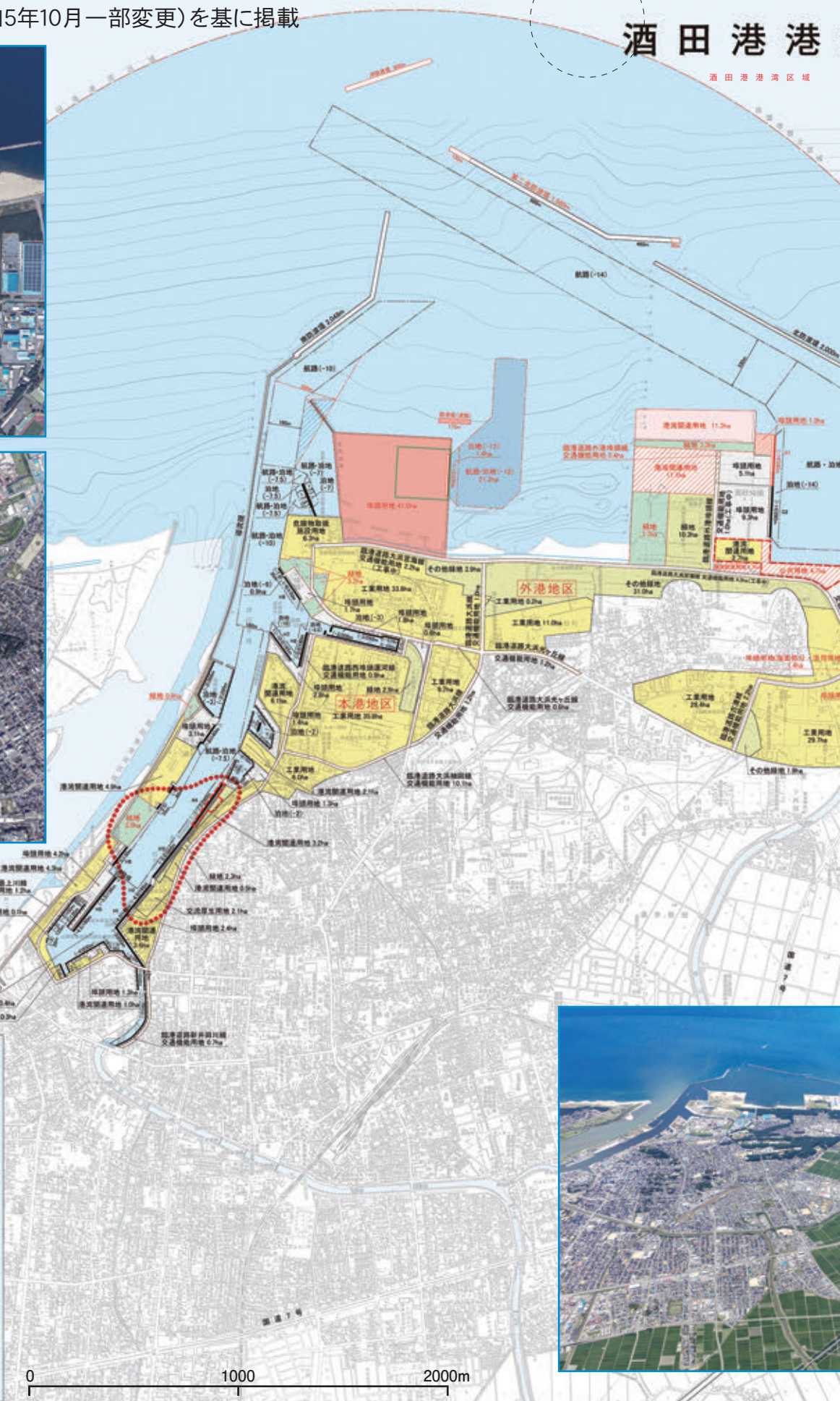
優遇措置

名 称		適用条件	内 容
県	山形県企業立地促進補助金	【新設】 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業(製造業を営む企業及び植物工場を運営する企業)が、県内に土地又は空工場を取得して工場(植物工場を含む)を設置する場合	
		A 1. 土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く。以下同じ。)が100億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 3. 用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:10% 限度額:50億円
		B 1. 土地を除く固定資産の取得額3億円以上(空工場の取得の場合は、5000万円以上) 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上 3. 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円(20名未満は3億円)
		C 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業(製造業を営む企業及び植物工場を運営する企業)が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場(植物工場を含む)を設置する場合 1. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額 補助率:20% *操業後5年間は対象とする。但し、リースの場合は、5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。
		D 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業を営む企業で、研究開発機能を設置する企業 1. 土地を除く固定資産の取得額3000万円以上(空工場の取得の場合は、1500万円以上) 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が5名以上 3. 用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業	土地を除く固定資産の所得額 補助率:25% 限度額:10億円
		【新設】 県の誘致により、県外から新たに本社機能を設置する企業 本社機能:経営意思決定、経営資源管理、各種業務統括などの事業所をいう。(ただし、工場及び当該地域を管理する営業所は除く) 1. 本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円(空きオフィス等の取得の場合は2,500万円)以上 2. 新規常用雇用者10名(人員移転含む)以上(対象経費が15億円を超える場合は20名以上) 3. 本社等建物の建設着手から2年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額 補助率:対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円(20名未満は3億円)
		【増設】 既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)で、事業の高度化等に資するために新たに工場を増設する場合(Dについては、本県に立地後5年以内の企業)	
		A 1. 土地を除く固定資産取得額30億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額 補助率:補助対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 限度額:4億円
		B 1. 土地を除く固定資産取得額5億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ②20名以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額 補助率:5% 限度額:①0.5億円 ②1.5億円
		C 既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場(植物工場を含む)を増設する場合 1. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額 補助率:5% *操業後5年間は対象とする。但し、リースの場合は、5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。
市	酒田市用地取得助成金	酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地において実施される施設・設備整備 1. 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とするもの 2. 上記1のうち、自らが行った3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いたもの 3. 使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とするもの	補助率:1/2 限度額:1,000万円
		1. 製造業等で用地取得面積1,000㎡以上(新設または移設) 2. 新規雇用(a)5名以上(大企業30名以上)または(b)3名以上(大企業10名以上)	用地取得額の(a)30%または(b)20% 限度額2億円 (製造業以外は限度額1億円)
		1. 酒田市外から進出の製造業、情報サービス業等 2. 用地取得面積1,000㎡以上 3. 新規雇用10名以上(大企業50名以上)	用地取得額の50% 限度額3億円
		1. 臨海工業団地へ進出した製造業等(新設又は移転) 2. 投下固定資産総額2,000万円超	固定資産税課税標準額の3.0%(新設又は移転) 限度額:1億円 ※他法により課税免除等を受けることができるものを除く
融 資	県・市 産業立地促進資金	1. 酒田市外から臨海工業団地へ進出した製造業等(新設) 2. 投下固定資産総額2,000万円超	固定資産税課税標準額の4.2%(新設) 限度額:1億円 ※他法により課税免除等を受けることができるものを除く
		1. 本県産業の高度化に資することが期待できるもの 2. 県及び酒田市の認定を受けたもの	1. 資金使途 運転資金、設備資金 2. 限度額 20億円 3. 償還方法 20年以内(設備資金)、15年以内(運転資金) 4. 利率 年0.7%(変動金利)

※ 上記の補助制度の他に、有機エレクトロニクス、バイオ、自動車、航空機関連企業への補助率上乗せ制度や雪対策・物流関連施設・デポ関連施設についての支援制度等があります。

検疫区域

酒田港港湾区域





⑤ イカ釣り漁船



文化10年(1813年)、港近くの丘に土盛りして常夜灯を設置、灯台の役目を果たさせる。

明治14年(1881年)、明治天皇巡幸の際、高台を築き朝日山と名付ける。

明治23年(1890年)頃から日和山公園と呼ぶようになった。

昭和58年(1983年)、市制50周年事業の一つとして、修景池、千石船、文学の散歩道、駐車場等が整備された。





係留施設(本港地区)

番号	施設名称	管理者	延長	エフロ ン巾	主たる用途	水深	構造			照明装置	係留船数		現況	建設年度
							様式	主要用材	耐平方重 力相当		トン 数	バ ー ス		
①	大浜ふ頭第1岸壁	山形県	330m	13.3m	雑ばら貨物	-9.0m	平行式	井筒	トン3.0	有	D W 10,000	2	良好	昭和33~39年度 昭和63年度
②	大浜ふ頭第2岸壁	〃	90	15	ばら商利	-5.5	〃	鋼矢板	3.0	無	2,000	1	〃	昭和44~45年度
③	西ふ頭岸壁	〃	185 53	15 15	雑ばら貨物 セメント	-10.0 -4.5	〃	〃	4.0 3.0	有 〃	15,000 700	1 1	〃 〃	昭和43~44年度 平成2~3年度
④	西ふ頭(-5.5m)岸壁	〃	180	15	雑貨	-5.5	〃	直立消波ブロック	3.0	無	2,000	2	〃	昭和57~59年度
⑤	東新町岸壁	〃	260	20	曳官船	-7.5	〃	鋼矢板	3.0	有	5,000	2	〃	昭和45~46年度
⑥	東船場町岸壁	〃	360	15	官庁船	-5.5	〃	〃	3.0	〃	2,000	4	〃 〃	昭和7~14年度 昭和62~63年度
⑦	東船場町第2岸壁	〃	195	8.5	〃	-4.5	〃	L型 ブロック	3.2	〃	700	3	〃	昭和7~14年度
⑧	袖岡ふ頭岸壁	〃	390	10	雑貨 木材	-7.5	〃	鋼矢板	3.0	無	5,000	3	〃	昭和40~42年度
⑨	水産第1岸壁	〃	140	8.5	漁獲物	-4.5	〃	〃	3.2	有	150 9 ↑		〃	昭和14~17年度 昭和46年度
⑩	水産第2岸壁	〃	196 180	20 15	〃	-5.5 -4.5	〃	〃	2.0 3.0	〃	300 9 ↑ 150 9 ↑		〃	平成4年度(改) 昭和53~54年度
⑪	新井田川右岸物揚場	〃	200 526	4.8~ 10.0	〃	-3.0 -2.0	〃	L型 ブロック	2.0	〃	小型船舶		〃 〃	昭和42年度 昭和46~59年度
⑫	新井田川左岸物揚場	〃	133 90 60.6	6~ 8.8	漁獲物	-2.0 -3.0 -4.0	〃	鋼矢板 コンクリート単塊 鋼管杭	2.0 3.0 1.0	〃	〃		〃 〃 〃	昭和46~47年度 平成11年 昭和46~47年度
⑬	山居町物揚場	〃	200 70.8	6.5~10 10	雑貨 漁獲物	-4.0 -2.0	〃	鋼矢板	3.0 1.0	〃	100 9 ↑ 5 9 ↑		〃 〃	昭和41~46年度 昭和48~51年度
⑭	入物揚場	〃	120	6	漁獲物	-3.0	〃	〃	1.5	〃	小型船舶	1	〃	昭和45年度
⑮	家物揚場	〃	35	10	石材	-3.5	〃	〃	1.0	無	〃		〃	昭和46~47年度
⑯	家物揚場(B)	〃	45.6	5	雑貨	-2.0	矢板式	〃	-	〃	〃	1	〃	昭和42年度
⑰	袖岡物揚場	〃	140	3.6	石材	-3.0	平行式	〃	1.5	〃	〃		〃	昭和46~47年度
⑱	袖岡船だまり物揚場	〃	368	6~10	雑貨	-3.0	〃	直立消波ブロック	2.0	〃	〃		〃	昭和61~62年度
⑲	第1酒田PBS物揚場	〃	426.4	6~10		-2.0	〃	鋼矢板	2.0	有	〃		〃	昭和27~45年度
⑳	第1酒田PBSさん橋	〃	76	2.5		-2.8	くい式	P C 杭		無	〃		〃	平成7年度
㉑	第1船だまり物揚場	〃	290	6~8	漁獲物	-2.0	平行式	水コンクリート 鋼矢板	1.0	有	5 9 ↑		〃	昭和43~46年度
㉒	石油さん橋	東西オイルターミナル	94 137	15	石油類	-7.0 -7.5	杭式	鋼杭	1.8	〃	3,000 5,000	1 1	〃	昭和44年度 平成24年度機能強化
㉓	第2酒田PBS物揚場(A)	山形県	237.4	6		-3.0	平行式	コンクリート杭	1.0	〃	小型船舶		〃	昭和61年度
㉔	第2酒田PBS物揚場(B)	〃	305.2	15		-4.5	〃	鋼矢板	3.0	有	小型船舶		〃	昭和44~45年度
㉕	第2酒田PBS護岸さん橋	〃	291.4			-4.5	張出式	鋼板	-	〃	〃		〃	平成3~4年度
㉖	第2酒田PBS東さん橋	〃	31.5	3.8		-4.5	平行式	直立消波ブロック		有	小型船舶		〃	平成18年度
㉗	第2酒田PBS西さん橋	〃	27	〃		-4.5	〃	〃		〃	〃		〃	平成18年度
㉘	小牧排水左岸物揚場	〃	65	2		-2.0	矢板式	鋼矢板			5 9 ↑		〃	昭和50~51年度
㉙	入船町物揚場(A)	〃	230	6~10	漁獲物	-2.0	平行式	〃	1.5	有	小型船舶	1	〃	昭和53~54年度
㉚	入船町物揚場(B)	〃	26	6	漁獲物	-2.0	〃	直立消波ブロック		無	小型船舶	1	〃	平成23年度



定期船とびしまフェリーターミナル



② 本間家旧本邸



③ 山居倉庫



④ 日和山

酒田港案内図



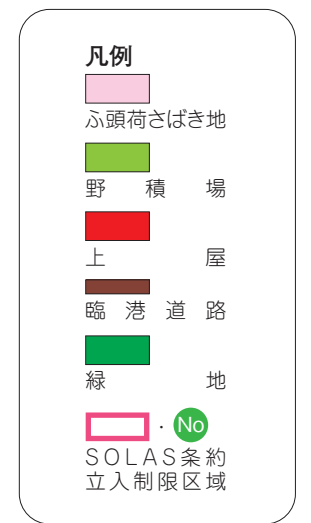
〈外港地区〉



係留施設(外港・北港地区)

番 号	施 設 名 称	管 理 者	延 長	エ ブ ロ ン 巾	主 たる 用 途	水 深	構 造			照 明 装 置	けい船数		現 況	建 設 年 度
							様 式	主要 素材	耐平方 米重 力当		トン 数	バ イ ス		
①	古湊ふ頭第1号岸壁	山形県	m 270	20	木材・鉱産品	m -13.0	平行式	鋼 矢 板	トン 3.0	有	D W 50,000	1	良好	昭和55~57年度
②	古湊ふ頭第2号岸壁	〃	185	20	木 セメント	-10.0	〃	〃	3.0	〃	15,000	1	〃	昭和52年度
③	古湊ふ頭第3号岸壁	〃	185	20	木 材	-10.0	〃	〃	3.0	〃	15,000	1	〃	昭和49年度
④	古湊係船杭	〃	253	-	〃	-10.0	杭 式	鋼 杭		無	15,000	1	〃	昭和50年度
⑤	宮海船だまり物揚場	〃	507	10	係 留	-4.0	〃	鋼 矢 板 直立消波ブロック	1.0	有	小型船舶	1	〃	昭和49~52年度
⑥	宮第2号岸壁	〃	170	20	窯 業 品 類	-10.0	矢板式	鋼 管 矢 板	3.0	無	10,000	1	〃	平成8~13年度
⑦	宮第3号岸壁	〃	130	20	骨 金 属 材 類	-7.5	〃	鋼 矢 板	3.0	〃	5,000	1	〃	平成9~10年度

番 号	施 設 名 称	管 理 者	延 長	エ ブ ロ ン 巾	主 たる 用 途
⑧	宮第4号岸壁	山形県	m 130	20	骨 材 貨
⑨	宮第5号岸壁	〃	130	20	骨 材 貨
⑩	酒田共同火力石炭岸壁	酒田共同火力	270	30	石 炭
⑪	酒田共同火力専用岸壁	〃	160	20	石 灰 石
⑫	酒田共同火力揚油ドルフィン	〃	324		
⑬	高第2号岸壁	山形県	280	50	コンテナ
⑭	高第1号岸壁	〃	152	50	コンテナ
⑮	青南商事専用岸壁	青南商事	186.2		



番 号	施 設 名 称	管 理 者	延 長	エ ブ ロ ン 巾	主 た る 用 途	水 深	けい船数	
							ト ン 数	バ ー ス
16	高砂 第1号岸壁	山形県	128	50	穀 原 物 塩	-14.0	D W 50,000	1
17	古瀬 第3号岸壁	〃	230	20	原 林 産 木 品	-12.0	D W 30,000	1

港湾施設

■本港地区



「みなとオアシス酒田」がある本港地区は、「さかた海鮮市場」、「みなと市場」、「東ふ頭交流施設 SAKATANTO」、定期船とびしまの発着所、海の博物館「酒田海洋センター」、「船場町緑地」などが一体となって、市民の憩いの場となっています。



山形県酒田海洋センター

- 休館日 水曜日(5/3~6を除く)及び12/31~1/1
- 開館時間 10:00~17:00
- 入場料 無料
- 問合せ☎ 0234-26-5642
- 指定管理者 GOOD LIFE ISLAND 合同会社



東ふ頭交流施設 SAKATANTO

問合せ☎ 0234-25-0303



酒田市みなと市場



東ふ頭船場町緑地



定期船とびしまフェリーターミナル

就航航路 酒田ー飛島 乗船時間 75分
問合せ☎ 0234-22-3911



西ふ頭上屋



西ふ頭くん蒸施設

面積 618㎡



大浜ふ頭上屋



第1、2 酒田プレジャーボートスポット

使用料 使用期間1月未満 135円/メートル・日
使用期間1月以上 662円/メートル・月
問合せ☎ 0234-33-8132
酒田小型船舶安全協会



タグボート

196トン 3,600馬力・・・1隻
191トン 3,600馬力・・・1隻
166トン 3,100馬力・・・1隻
問合せ☎ 0234-24-2360
酒田曳船(株)



■外港地区・北港地区



酒田港国際ターミナル全景
高砂西上屋、コンテナ・フレート・ステーション (CSF) 上屋、コンテナヤード



酒田北港緑地展望台

- 休館日 月曜日（祝日の場合は開館）
及び12/29～2/末日
- 開館時間 4月、5月、9月：11:00～18:00
（夕日が見える日は、日の入りまで開館時間を延長）
6月、7月、8月：12:00～19:00
（夕日が見える日は、日の入りまで開館時間を延長）
10月、11月、12月、3月：10:00～17:00
（夕日が見える日は、日の入りまで開館時間を延長）
- 入場料 無料 ●問合せ ☎ 0234-31-7117
- 指定管理者 特定非営利活動法人山形県リサイクルポート情報センター



冷凍（リーファー）コンテナとリーファーコンセント
電源設備使用料 31円/kwh



コンテナクレーン

使用料 23,067円/30分
※3分の1 減免適用後料金



リーチスタッカー

使用料 1,280円/30分
※3分の1 減免適用後料金



管理上屋（管理棟、トラックゲート）



古湊ふ頭上屋（天井クレーン設置、吊上能力:20t*1）



宮海ふ頭上屋

保管施設一覧

名 称		上屋寸法（縦×横×高さ）m	面積（㎡）	容積（㎡）
西ふ頭上屋	本港	94.6 × 14.6 × 6.0	1,381	8,287
大浜ふ頭上屋	本港	80.0 × 26.0 × 5.7	2,080	11,856
高砂ふ頭西上屋	外港	100.0 × 30.0 × 7.0	3,000	21,000
高砂コンテナ・フレート・ステーション (CSF) 上屋	外港	40.0 × 25.0 × 9.3	1,000	9,300
古湊ふ頭上屋	北港	80.0 × 25.0 × 11.7	2,000	23,400
宮海ふ頭上屋	北港	100.0 × 30.0 × 6.0	3,000	18,000



北港緑地公園

港湾施設使用料

入港料

使用区分	料金
(1) 外航船舶で総トン数 700 トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、令和 3 年 8 月 1 日以降の入港回数のうち偶数回目の入港に関して、入港料を免除する。	2 円 30 銭 / トン
(2) 内航船舶で総トン数 700 トン以上 ※定期コンテナ航路の内航船舶については、令和 5 年 6 月 1 日以降の入港回数のうち偶数回目の入港に関して入港料を免除する。	1 円 26 銭 / トン
【備考】	
1 「外航船舶」とは、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運送事業（同法第 44 条に規定する船舶運送の事業を含む）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶をいう。以降の料金表も同じ。	
2 「内航船舶」とは、「外航船舶」以外の船舶をいう。以降の料金表も同じ。	
3 1 トン未満の端数があるときは、当該端数は 1 トンとする。	

通常使用

使用区分	料金
1 岸壁・物揚場・船揚場使用料	
(1) 総トン数 5 トン未満の船舶	4,600 円 / トン・年
(2) 総トン数 5 トン以上 50 トン未満の船舶	171 円 / 24h
(3) 総トン数 50 トン以上 100 トン未満の船舶	345 円 / 24h
(4) 総トン数 100 トン以上 150 トン未満の船舶	518 円 / 24h
(5) 総トン数 150 トン以上の船舶	
① 使用時間が 12 時間以内の場合	内航船舶 5 円 19 銭 / トン 外航船舶 4 円 72 銭 / トン 外航船舶 2 円 36 銭 / トン
※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免	
② 使用時間が 12 時間を超える場合	内航船舶 6 円 93 銭 / トン 外航船舶 6 円 30 銭 / トン
イ 使用時間が 24 時間まで	外航船舶 3 円 15 銭 / トン
※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免	
ロ 使用時間が 24 時間を超える分	内航船舶 3 円 46 銭 / トン・12h 外航船舶 3 円 15 銭 / トン・12h 外航船舶 1 円 58 銭 / トン・12h
※定期コンテナ航路の外航船舶は 50% 減免	
(6) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設で長さ 10 メートル以上 50 メートル未満のもの	内航船舶 172 円 / 24h 外航船舶 157 円 / 24h
(7) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設で長さ 50 メートル以上のもの	内航船舶 346 円 / 24h 外航船舶 315 円 / 24h
(8) ブレジャーポート	566 円 / 船長 1m・月
【備考】	
1 山形県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の額の 2 分の 1 に相当する額とする。	
2 使用トン数及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 係船ロープを使用する場合、使用時間 24 時間まで 1 本につき 11,550 円（外航船舶にあっては 10,500 円）、24 時間を超えるときは、当該超える分 12 時間までごとに 1 本につき 5,770 円（外航船舶にあっては 5,250 円）を加算する。	
2 係船浮標・係船くい使用料	
(1) 係留時間 24 時間まで総トン数	内航船舶 1 円 15 銭 / トン 外航船舶 1 円 05 銭 / トン
(2) 係留時間 24 時間を超えるときは、当該超える分	内航船舶 57 銭 / トン・12h 外航船舶 52 銭 / トン・12h
【備考】	
使用トン数に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 公共臨港線使用料	
貨物 1 トン当たり輸送距離	3 円 77 銭 / 100 米
【備考】	
貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
4 軌道走行式荷役機械	
コンテナクレーン	23,067 円 / 30 分
※ 3 分の 1 減免適用後の料金である。	
5 移動式荷役機械	
(1) リーチスタッカー	1,280 円 / 30 分
※ 3 分の 1 減免適用後の料金である。	
6 ふ頭荷さばき地使用料	
(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外 のふ頭荷さばき地	
① 使用期間が 4 日を超え 30 日まで	12 円 10 銭 / ㎡・日
② 使用期間が 30 日を超える場合	24 円 20 銭 / ㎡・日
(2) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地	51 円 / TEU・日
※ (2) は 2 分の 1 減免適用後の料金である。	
【備考】	
1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外 のふ頭荷さばき地にあっては使用期間が 4 日以内の場合は、使用料を徴収しない。	
2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量 1 キロワット時につき 31 円を加算する。（使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	

(注) ① R6.4.1 現在

② 使用料の算定についてはお問い合わせください。

使用区分	料金
7 木材荷さばき場使用料	
	1,040 円 / 7-m・15 日
【備考】	
使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
8 上屋使用料	
(1) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋	
① 使用期間が 15 日以内まで	14 円 50 銭 / ㎡・日
② 使用期間が 15 日を超え 30 日まで	29 円 02 銭 / ㎡・日
③ 使用期間が 30 日を超える場合	43 円 54 銭 / ㎡・日
(2) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋	20 円 / ㎡・日
(3) 上屋内事務室	44,810 円 / 月
(4) コンテナ管理施設	1,270 円 / ㎡・月
【備考】	
1 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 くん蒸施設を使用する場合はくん蒸する貨物 1 トン当たり 142 円を加算する。（くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	
3 天井クレーンを使用する場合は 1 時間当たり 4,890 円を加算する（天井クレーンを使用する時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	
4 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
9 野積場使用料	
(1) 使用期間が 15 日以内まで	2 円 37 銭 / ㎡・日
(2) 使用期間が 15 日を超え 30 日まで	3 円 32 銭 / ㎡・日
(3) 使用期間が 30 日を超える場合	4 円 28 銭 / ㎡・日
【備考】	
使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
10 船舶給水施設使用料	
(1) 外航船舶以外の船舶に給水する場合	
① 時間内に行う給水	561 円 / ㎡
② 時間外に行う給水	719 円 / ㎡
(2) 外航船舶の船舶に給水する場合	
① 時間内に行う給水	510 円 / ㎡
② 時間外に行う給水	654 円 / ㎡
【備考】	
使用給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる	
11 廃棄物選別施設使用料	
選別物	141 円 / ㎡
【備考】	
選別物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
12 廃油処理施設使用料	
ビルジ又は廃油	内航船舶 2,140 円 / トン 外航船舶 1,950 円 / トン
【備考】	
ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
13 酒田ブレジャーボートスポット	
(1) 使用期間が 1 月未満の場合	135 円 / 船長 1m・日
(2) 使用期間が 1 月以上の場合	662 円 / 船長 1m・月

目的外使用又は占用

使用区分	料金
1 港湾施設使用料	
(1) 港湾管理事務所	
(2) その他の港湾施設	5,680 円 / ㎡・年
他の港湾施設としての用に供する目的で使用するときは、当該供された目的のために設置された港湾施設について定められている通常使用の場合の使用料の額とする。	
【備考】	
使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 港湾施設用地使用料	
(1) 工作物を設置する場合	
① 電柱類及びこれに類するもの	1,500 円 / 本・年
② 鉄塔及びこれに類するもの	1,650 円 / 1.7 ㎡・年
③ 地下工作物（管渠埋設を含む）	375 円 / ㎡・年
④ 架空工作物	360 円 / ㎡・年
投影面積	260 円 / ㎡・年
⑤ その他	720 円 / ㎡・年
【備考】	
1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 使用期間が 1 年に満たない場合にあっては、月割計算によるものとする。この場合において、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月に引き上げるものとする。	
(2) 工作物を設置しない場合	80 円 / ㎡・月
【備考】	
1 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに 1 平方メートル 1 月につき 140 円とする。	
2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 使用期間の単位に満たない場合は日割計算によるものとする。	

連絡先一覧



1	総合案内	■山形県港湾事務所 山形県酒田市船場町二丁目 5-15 Tel.0234-26-5636 Fax.0234-22-5216
2	国際輸送	■“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会（事務局 山形県産業労働部県産品・貿易振興課） 山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2366 Fax.023-630-3371 URL:http://www.port-of-sakata.jp/
3	定期コンテナ航路	■高麗海運ジャパン株式会社（高麗海運株式会社日本総代理店） 東京都港区新橋一丁目18-16日本生命新橋ビル4階 Tel.03-3500-5051 Fax.03-3500-5096 URL:http://www.kmtcjapan.com/ ■株式会社シノコー成本（長錦商船株式会社日本総代理店） 東京都中央区日本橋二丁目13-10日本橋サンライズビル2階 Tel.03-6281-8272 Fax.03-6251-8192 URL:http://seihon.sinokor.co.kr/ ■南星海運ジャパン株式会社（南星海運株式会社日本総代理店） 東京都千代田区鍛冶町二丁目9-12神田徳力ビル1階 Tel.03-5843-6100 Fax.03-5843-6110 URL:http://www.namsung.co.jp/ ■コスコ SHIPPING ラインズ ジャパン株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館33階 Tel.03-6328-2087 Fax.03-5532-5311 URL:https://world.lines.coscoshipping.com/japan ■鈴与海運株式会社 静岡県静岡市清水区万世町二丁目4番8号 Tel.054-354-3101 Fax.054-354-3102 URL:https://www.suzuyomarine.co.jp/
4	港湾荷役	■酒田港国際ターミナル事業協同組合 山形県酒田市高砂 232 Tel.0234-33-1939 ■日本通運株式会社仙台支店ロジスティクス第二部酒田（営業）支店酒田海運重機建設営業所 山形県酒田市宮海字治八郎畑 1-31 Tel.0234-35-1288 Fax.0234-34-2811 URL:http://www.nittsu.co.jp ■酒田海陸運送株式会社 山形県酒田市船場町二丁目 6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 URL:http://www.sakata-kairiku.co.jp
5	C I Q体制	CIQ とは、国境を越える交通および物流において必要とされる手続きで、税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を執り行う機関や施設のことをいう。 税 関 > ■財務省東京税関酒田税関支署（酒田港湾合同庁舎） 山形県酒田市船場町二丁目 5-43 Tel.0234-22-1024 Fax.0234-22-1035 URL:http://www.customs.go.jp/ ■東京税関酒田地区保税会（事務局 酒田海陸運送株式会社） 山形県酒田市船場町二丁目 6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 入国管理 > ■法務省仙台出入国在留管理局酒田出張所 山形県酒田市船場町二丁目 5-43 Tel.0234-22-2746 Fax.0234-22-2824 URL:http://www.immi-moj.go.jp/ 検 疫 > ■厚生労働省仙台検疫所酒田出張所（酒田港湾合同庁舎） 山形県酒田市船場町二丁目 5-43 Tel.018-846-8280 Fax.018-846-8283（秋田船川出張所）URL:http://www.forth.go.jp/keneki/sendai/ 植物防疫 > ■農林水産省横浜植物防疫所新潟支所（新潟港湾合同庁舎） 新潟県新潟市中央区竜が島一丁目 5-4 Tel.025-244-4401 Fax.025-246-2730 URL:http://www.maff.go.jp/pps/ ■酒田植物検疫協会（事務局 酒田木材工業団地協同組合内） 山形県酒田市宮海字明治 99-3 Tel.0234-33-3566 Fax.0234-33-1774 ■植物貿易検査業務調整室（山形県港湾事務所内） 山形県酒田市船場町二丁目 5 番 15 号 Tel.0234-26-5639 動物検疫 > ■農林水産省動物検疫所新潟空港出張所 Tel.025-275-4565 Fax.025-270-9741 新潟県新潟市東区松浜町 3710 新潟空港ターミナルビル URL:http://www.maff.go.jp/aqs/ ■酒田動物検疫協会（事務局 酒田海陸運送株式会社） 山形県酒田市船場町二丁目 6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 食品検査 > ■厚生労働省仙台検疫所 宮城県塩釜市真山通三丁目 4-1 Tel.022-367-8102 Fax.022-362-3300 URL:http://www.forth.go.jp/keneki/sendai/ ■一般財団法人山形県理化学分析センター Tel.023-645-5308 Fax.023-645-5305 山形県山形市松栄一丁目 6-68 アルカディアソフトパーク内 URL:http://www.y-rikagaku.jp/ ■日本環境科学株式会社 山形県山形市高木 6 Tel.023-644-6900 Fax.023-644-6908 URL:http://www.jesc-y.jp/
6	リサイクルポート	■酒田リサイクルポート推進協議会（事務局 山形県県土整備部空港港湾課） 山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2625 Fax.023-630-2664
7	環境産業	■山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2302 Fax.023-625-7991
8	産業廃棄物	■山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 Tel.0235-66-4914 Fax.0235-66-4749
9	企業立地	■山形県産業労働部産業創造振興課産業立地室 山形県山形市松波二丁目 8-1 Tel.023-630-2690 Fax.023-630-2128 URL:http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/
10	酒田市助成制度	■酒田市地域創生部商工港湾課企業立地・産業振興係 山形県酒田市本町二丁目 2-45 Tel.0234-26-5361 Fax.0234-22-3910 URL:http://www.city.sakata.lg.jp/kigyo/
11	貿易全般	■独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）山形貿易情報センター Tel.023-622-8225 Fax.023-623-1014 山形県山形市七日町三丁目 5-20 AIG 山形ビル 4 階 URL:http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/yamagata/ ■一般社団法人山形県国際経済振興機構 Tel.023-687-1127 Fax.023-687-1129 山形県山形市七日町三丁目 5-20 AIG 山形ビル 5 階 URL:http://www.yamagata-export.jp/

北東アジア全図



提供 東北地方整備局
酒田港湾事務所



山形県港湾協会

〒998-0036 山形県酒田市船場町二丁目 5 番 15 号
事務局 山形県港湾事務所
Tel.0234-26-5634 Fax.0234-22-5216

酒田港湾振興会

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号
事務局 酒田市地域創生部商工港湾課
Tel.0234-26-5758 Fax.0234-22-3910

“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
事務局 山形県産業労働部県産品・貿易振興課
Tel.023-630-2366 Fax.023-630-3371

※当冊子の一部あるいは全部について、権利者の許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写・複製・転記・転載することは禁止されています。